○児童扶養手当の業務運営上留意すべき事項について（通知）

（昭和六十年十月九日　児企第三四号　各都道府県民生主管部（局）長宛　厚生省児童家庭局企画課長通知）

児童扶養手当支給事務については、日頃より、各都道府県及び市町村の格別の御配意、御協力を煩らわせているところであるが、今般、総務庁事務次官より当省事務次官あて「児童扶養手当の業務運営に関する地方監察結果」が通知され、改善を要する事項の指摘が別添のとおりなされたので、次の事項に十分御留意の上、支給事務の適正な運営につき遺憾なきを期されたい。

なお、市町村（特別区を含む。）に関連のある事項については、管下市町村に対し、十分指導されたい。

1　公的年金給付の受給状況の確認について

(1)　児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格者及び支給対象児童に係る公的年金給付の受給状況については、昭和四十七年九月十六日児企第三七号本職通知「児童扶養手当における公的年金受給状況の審査について」をもつて認定請求の際「公的年金調書」を作成することとしているが、この調書はすべての請求者について作成するものであること。

なお、同通知の別紙様式中「□請求者の夫死亡」を「□請求者の夫死亡　□その他　」に改めることとしたこと。

(2)　請求者に係る公的年金給付の受給状況については、社会保険事務所、関係共済組合及び都道府県における遺族補償の主管課等の関係機関への照会、確認の徹底を図られたいこと。

なお、社会保険事務所におけるデータについては、昭和五十五年一月二十二日庁保発第一号社会保険庁年金保険部長通知「社会保険事務所におけるデータ提供の基準」及びその運用において、都道府県より児童扶養手当等の支給要件審査を行うため公文書により照会があつた場合は、データの提供ができることとされていること。

2　事実婚の審査等について

(1)　いわゆる事実婚の審査については、住民票上母子以外の者との同居を示唆するいわゆる方書きのある場合、前夫と住民票上世帯分離となつている場合等事実婚が存在することが想定される場合は、その事実関係については十分な調査を行うよう努められたいこと。

(2)　受給資格者たる母に係る扶養義務者等の所得審査については、住民票上同一世帯にある者のほか、生計同一の実態が想定される扶養義務者等について、受給資格者との生計関係を十分調査し、受給資格者と当該扶養義務者等との生計同一関係が認められる場合には、当該扶養義務者等の所得状況の把握を図ることとされたいこと。

3　父の障害の認定について

児童扶養手当法施行令別表第二に規定する父の障害の状態のうち第一一号の内科的疾患については、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有することが要件となつているので、十分御留意の上、障害認定の適正化を図られたいこと。

4　請求者に係る請求時点の扱いについて

手当は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第七条により、認定請求の翌月から支給することとされているが、請求時点は、市町村において、児童扶養手当法施行規則上必要とされる添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点であること。

5　手当に係る受給資格喪失時点について

手当に係る受給資格喪失については、受給者からの受給資格喪失届等により確認することとされているが、受給資格喪失時点については、受給資格喪失事由に係る戸籍、住民票等の関係公簿による確認等により、その正確な把握に努められたいこと。